

「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」の概要について

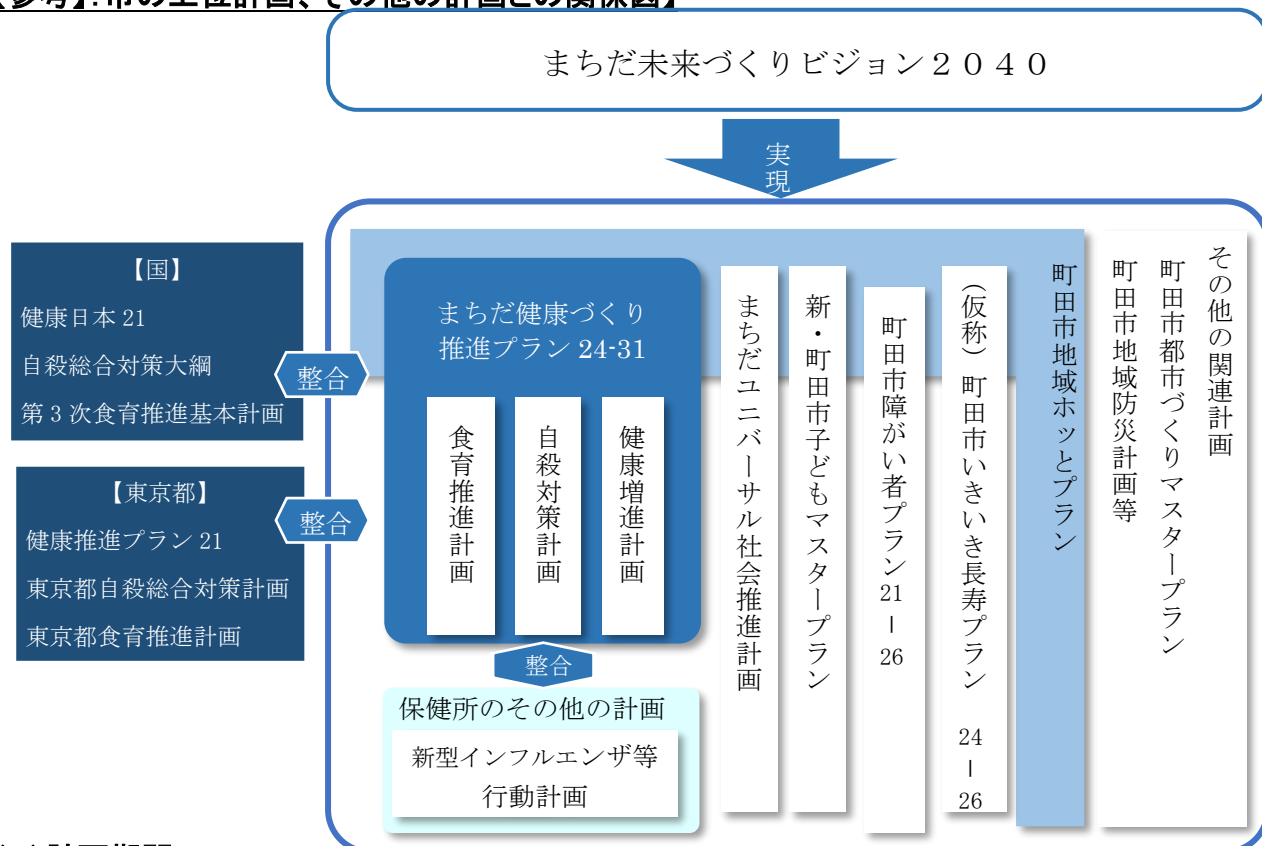
1 計画の目的・位置づけ等

(1) 計画策定の目的

2024年3月に策定した「まちだ健康づくり推進プラン 24-31」は、国や東京都の関連する法令や計画との整合性を図り、近年の社会状況の変化等を踏まえ、これからの町田市の保健・医療分野における施策の方向性を示すものです。

計画策定にあたっては、市町村健康増進計画に、自殺対策計画と食育計画を統合しました。

【参考】：市の上位計画、その他の計画との関係図



(2) 計画期間

本計画の期間は、「まちだ未来づくりビジョン2040」の基本計画部分と計画の最終年度を合わせ、2024年度から2031年度までの8年間とします。なお、計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、必要な場合は適宜見直す他、2027年度に中間見直しを実施し、2028年度以降の計画に反映します

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
基本計画・基本構想	まちだ未来づくりビジョン2040【基本計画部分】(10年)									
地域福祉計画	町田市地域ホッとプラン(10年)									
健康増進計画	第5次(6年)	まちだ健康づくり推進プラン24-31(8年) ※2027年度に中間見直しを実施								
自殺対策計画	第1次(5年)									
食育推進計画	第2次(5年)									

(3) 国や東京都の計画の主な動向

< 国や東京都の計画 >

年度	計画名など		改正内容等
2020	国	第4次食育推進基本計画	【策定】「新たな日常」においても食育を着実に実施し、ICT等のデジタル技術を有効活用して効果的な情報発信を行うことを重点事項として明示。
	都	東京都食育推進計画	【策定】ライフスタイルに応じた食育、生産現場等での体験を通じた食育、デジタルテクノロジーを駆使した新しい日常に対応した食育を推進。
2022	国	第4次自殺総合対策大綱	【閣議決定】子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や女性に対する支援の強化などを通して、総合的な対策を更に推進・強化。
		成育医療等基本方針	【閣議決定】母子保健計画の策定を求める通知を廃止し、「成育医療に関する計画」を策定することが、施策として例示。
	都	東京都自殺総合対策計画(第2次)	【策定】「自殺未遂者への継続的な支援」や「早期に適切な支援窓口につなげる取組」、「働き盛りの方々の自殺防止」、「困難を抱える女性への支援」、「若年層の自殺防止」、「遺された方への支援」の6つを重点項目と位置づけ。
2023	国	健康日本21(第二次)	【最終評価】次期の健康日本21(第三次)策定に向けては、国際的にも健康づくりの重要性をより認識。直近では、ICTの発展、データヘルス改革の進展等、健康づくり分野においても最新テクノロジーを活用する動き。

2 計画の基本的な考え方

(1) 理念

みんなでつくる「健康のまち」まちだ

町田市は、健康づくりの推進、疾病対策や医療相談体制の充実などの取り組みを進めています。また、災害、感染症や食の安全などに強いまちを目指すため、すべての市民が、住み慣れたまちで、健康で安心し希望を持って生活できるよう、理念として“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”を掲げます。

本計画は、市民及び関係機関・団体等と行政の連携により、健康づくりに関する意識の向上を図るとともに具体的な取り組みを推進し、すべての市民が健康で安心し希望を持って生活できる地域の実現を目的とします。

(2) 基本目標

社会的背景、国・東京都の動向や前計画の評価から捉えた課題を踏まえ、“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”の実現に向け、「誰もが」すこやかで、「どんなときも」安全・安心であることを目指し、市民自らが健康づくりに励み、生活習慣を改善するための支援とその環境整備の支援という視点から、2つの基本目標を定めました。

基本目標1 誰もがすこやかな暮らしができるまちをつくる

「健康のまち」であるために、妊娠された方、子育てをされている方や子どもへの切れ目のない支援を行うとともに、すべての世代がすこやかに暮らせるよう、健康づくり意識の向上、望ましい栄養・食生活及びこころの健康づくり等に自ら取り組んでいただけるよう支援していくことが重要です。「からだ」と「こころ」の健康は良い影響も悪い影響も相互に関係し合っています。さらに、食生活習慣は、2022年8月に実施した「町田市民の保健医療意識調査」の結果からも、心身の健康状態に大きな関わりがあることが分かっています。

このことから、妊娠・出産・子育て、からだの健康、食育、こころの健康の目指す姿を、それぞれ基本目標1に紐づく4つの目標として掲げました。

基本目標2 どんなときも安全・安心な生活ができるまちをつくる

「健康のまち」であるためには、平時から衛生的な環境や医療体制を整えるとともに、非常時に市民の健康を守るための体制整備の構築が不可欠です。市民の健康を守るとともに、医療の質を保ち、みんなの医療を守るには、市民に上手な医療のかかり方を身に付けていただくことが重要です。また、災害や新興感染症発生時において医療体制を維持するためには、行政が行う対策、市民や関係機関が行うことのできる備えについて、市民、関係団体、行政が相互に協力して取り組むことが必要です。あわせて、衛生的な生活環境の充実に努めるとともに、動物との共生のための環境づくりを推進するため、目指す姿を基本目標2に紐づく3つの目標として掲げました。

3 計画体系及び自殺対策の取組について

理念

“みんなでつくる「健康のまち」まちだ”

基本目標	目標	施策
基本目標1 誰もが すこやかな暮らしができる まちをつくる	目標 1 妊娠・出産・子育てを 支えるまち(★)	(1)子育てをする方への妊娠期から継続した支援 (2)乳幼児の健康の保持及び増進
	目標 2 からだの健康 を支えるまち	(1)健康づくり意識の向上 (2)歯と口の健康づくり (3)たばこ、薬物による健康被害防止意識の向上 (4)がん、糖尿病などの非感染性疾患対策 (5)感染症対策
	目標 3 食で健康 を支えるまち(★)	(1)望ましい栄養・食生活の推進 (2)食を通じて地域とつながるための支援 (3)食に関する環境の整備
	目標 4 かけがえのない いのちを 大切にするまち(★)	(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化 (2)こころの健康づくりの推進
基本目標2 どんなときも 安全・安心な生活ができる まちをつくる	目標1 安心できる地域医療が あるまち	(1)適切な医療を受けられる環境整備 (2)適切な受診に関する普及啓発
	目標2 新興感染症や大規模災害 に対応できるまち(★)	(1)新興感染症対策 (2)大規模災害時における医療提供体制の充実
	目標3 安全で衛生的な生活環境 が整っているまち	(1)食品衛生の確保 (2)環境衛生の確保 (3)動物との共生の推進

(★)がついた目標は、重点目標です。

目標1-4 かけがえのないいのちを大切にするまち

悩みや課題を抱えたときに誰もが身近で相談できることや、状況に応じて支援窓口と速やかに繋がりを持てる体制を整え、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指します。また、こころの病やひきこもりに関する地域の相談及び支援を充実させ、こころの健康づくりを推進します。

指標

指標名	現状値	目標値
自殺死亡率(人口 10 万人あたり)	17.2	12.2
自殺は自分自身に関わる問題だと思う人の割合	24.6%	42.1%
身近に相談者がいる人の割合	71.1%	81.9%
自分が住んでいる地域の人々が日頃から互いに気遣ったり声をかけあっていると思う割合	45%	67.2%
こころの相談をする時の相談先を知っている人の割合	23.3%	28%
こころの健康づくりに関する普及啓発回数	年 4 回	年 5 回

施策(1)総合的な自殺対策の更なる推進・強化

施策の方向性 (文章の番号は、主な取り組みの番号と対応しています。)

- 地域レベルでの実践的な取り組みへの支援を強化します … ①、②
- 市民一人ひとりの気づきと見守りを促します … ①
- 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図ります … ①
- こころの健康を支援する環境の整備とこころの健康づくりを推進します … ③
- 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにします … ④
- 社会全体の自殺リスクを低下させます … ⑤
- 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぎます … ①、④
- 遺された方への支援を充実します … ⑥
- 民間団体との連携を強化します … ②
- 子ども・若者の自殺対策を更に推進します … ①
- 勤務問題による自殺対策を更に推進します … ③
- 女性の自殺対策を更に推進します … ⑦



ゲートキーパー
普及啓発ステッカー

主な取り組み

- ①ゲートキーパー養成講座の実施 ②悩みの相談先の周知 ③総合相談会の実施
- ④自殺未遂者や自殺リスクを抱えた人への支援事業 ⑤各種専門相談の実施
- ⑥自死遺族への支援 ⑦配偶者からの暴力防止及び被害者の保護のための施策の実施

4 計画の推進体制

本計画に基づき、施策や取り組みを実施するとともに、PDCA サイクルで年度ごとに実施内容等の確認・見直しを行います。

計画の確認・見直しにあたっては、「町田市保健所運営協議会」において、前年度の事業実施結果及び当年度の事業計画の報告を行います。「町田市保健所運営協議会」は、町田市保健所条例第 7 条の規定により地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるために設置された附属機関であり、委員は、保健・医療の各分野の学識経験者に加え、市民団体から選出された方、医療関係団体の代表、関係行政機関の代表で構成されています。2022 年 4 月には計画統合をきっかけとして、食育及び自殺対策の推進を目的とする各懇談会の会長を新たに協議会の委員としても委嘱し、懇談会で出された意見や課題も協議会に反映できる体制を整えました。総合的な見地から意見交換を行い、必要に応じて見直し内容を施策・取り組みへ反映します。

また、本計画で掲げる目標の達成状況や、国・東京都の動向、社会経済環境の変化等を踏まえ、2027 度に中間見直しを実施し、2028 年度からの計画に反映します。

